

東日本大震災に関する要望書

全国市議会議長会は、東日本大震災に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和3年7月

全国市議会議長会
会長 清水 富雄
(横浜市会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会
委員長 八重樫 七郎
(北上市会議長)

目 次

【第97回定期総会決議】

東日本大震災からの復旧・復興…………… 1

【第97回定期総会東北部会提出議決事項】

東日本大震災からの早期復旧・復興について…………… 7

原子力発電所事故災害への対応について…………… 1 1

東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災の発生から10年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者や被災企業への各種支援、農水産業の再生等に加え、汚染廃棄物対策、風評対策、多核種除去設備等処理水の処分など困難な課題が山積している。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対策にも迫られるなど被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応が必要となっている。

よって、国においては、持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、一日も早い被災地全体の復旧・復興に向け、特に下記の事項を実現されることを強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 復旧・復興に向けた財政支援等

- ① 震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまで措置を講じること。また、一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめること。
- ② 被災（移転）跡地の利活用については、土地利用推進に必要な財源確保や、新たな支援制度の創設、地域の実情に応じた柔軟な運用等を講じること。
- ③ 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大などを図るとともに、改良復旧に係る経費の拡大等を行うこと。
- ④ 地盤沈下区域の嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援措置を講じること。
- ⑤ 災害援護資金の償還について、履行期限の延長とともに、災害弔慰金の償還免除について、地方自治体と協議の上、基準を明示すること。

(2) 被災者生活再建支援

- ① 被災者の生活再建に向け、雇用対策や被災者支援総合交付金による支援など各種措置の充実強化を図ること。
- ② 生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた支援措置の充実強化を図ること。
- ③ 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備など被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。

(3) 地域産業の復旧・復興

水産業及び関連産業の復興、地元企業や商店街の早期復旧など地域産業への復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。

(4) 伝承活動への支援

震災の記憶と教訓を後世へ継承するための人材育成、研修、情報交換など伝承活動への支援について検討すること。

2 原子力発電所事故災害への対応について

(1) 放射性物質対策事業の推進

- ① 除却土壌等の中間貯蔵施設への搬出は、安全かつ迅速に行うため十分な調整を図ること。また、適正管理・搬出や仮置場の原状回復など予算の確保に万全を期すとともに、現場保管に係る搬出困難案件の解消について制度設計を行うこと。
- ② 放射能汚染濃度 $8,000\text{ Bq/kg}$ 超の指定廃棄物(焼却灰等)は、国が確保する最終処分場へ早期に搬出すること。
- ③ 農林業系汚染廃棄物は、処理の促進と最終処分までの適切な保管のため、財政的・技術的支援を継続すること。
- ④ 中間貯蔵施設への輸送量増加に伴う市道等の維持補修を確実に行うこと。また、輸送等完了後の原状回復について、その仕組み及び財源の確保を早期かつ明確に示すこと。
- ⑤ 原発事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、市税等の減収分補てんのための震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。
- ⑥ 増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。

(2) 高濃度放射性物質を含む汚染水及び処理水の対策

- ① 汚染水の新たな発生の抑制に取り組むとともに、多核種除去設備等による処理水保管タンクの増設について東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）に指導すること。
- ② 汚染水及び処理水対策は正確な情報公開を行うとともに、処理水の処分の実施者として説明責任を果たすよう、東京電力に指導すること。

(3) 原子力損害賠償の適切な実施等

- ① 原子力発電所事故による個人・法人及び地方自治体が被った全ての損害について、東京電力への賠償請求の簡素化を図るとともに、迅速かつ確実な賠償を行うよう、同社へ指導すること。
- ② 風評被害対策への取組を強化するとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。

(4) 健康管理・生活安心体制の継続

- ① 健康異常を早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- ② 避難者の帰還に向けた生活再建や心のケア等に必要な支援とともに、地域の復興・再生に対し十分な支援を行うこと。
- ③ リアルタイム線量測定システムの一方向的な撤去を行わないこと。
- ④ 除染の枠組み以外の箇所等で、健康影響等が懸念される箇所が新たに判明した場合、線量低減化などの環境回復措置を講じること。

以上決議する。

令和3年5月26日

全国市議会議長会

東日本大震災からの早期復旧・復興について

東日本大震災の被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力しているものの、被災者の心のケアや被災企業への支援、農水産業の再生等、解決すべき課題が山積しております。

令和2年6月5日に復興庁の設置期間の延長等を内容とする法案が成立し、国においては、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行に向け、体制整備等が進められているところでありますが、被災自治体では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う復旧・復興事業への影響や被災した子どもに対する支援等、対処すべき課題が複雑多様化しており、被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応を講じることが重要であります。

つきましては、一日も早い復旧・復興が実現され、持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1 復旧・復興事業予算の総額確保と実態に即した財政支援等

- (1) 被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。

また、平成30年度より復興交付金事業（効果促進事業）をはじめとした一部の復興関連事業に地方負担が生じているが、引き続き地方負担額を最小限にとどめるよう配慮すること。

- (2) 津波被災区域における固定資産税及び都市計画税について、市町村長が行った固定資産税の減免に対し、所要の措置（震災復興特別交付税による財政支援）の継続を図ること。
- (3) グループ化補助金を活用し本設再建を目指す事業者が、実際に事業着手の目途が立った時点で補助制度が活用できるよう、制度継続を早期に明示していただくとともに、採択案件分の予

算を基金化するなどし、各事業者が必要とする時期に交付されるよう、被災地の実情に合わせた安定的な制度の運用を講じること。

- (4) 令和3年度以降の被災（移転）跡地の利活用については、被災（移転）跡地の土地利用を推進するために必要な財源の確保や、新たな支援制度の創設等、地域の実情に応じた制度の柔軟な運用を講じること。

2 被災者の生活再建支援等

- (1) 被災者の生活再建に向けて、被災者の就業先確保に必要な措置を講じるほか、長期的継続雇用となる事業の創設等、抜本的な雇用対策を講じること。
- (2) 被災者の生活基盤回復のため、被災者生活再建支援制度等の拡充や宅地の復旧、二重ローン対策等最大限の支援策を講じること。

- (3) 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず、約定による償還が困難な者が存在している状況である。

よって、災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を延長するとともに、災害弔慰金の支給等に関する法律等に規定されている償還免除について、自治体と協議の上、具体的な基準を明示すること。

併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成を行うこと。

- (4) 被災者支援総合交付金で実施している心のケア・見守り等の事業について、被災者の健康保持・孤立防止のため、生活環境の変化等による体調悪化予防や心のケアを中長期的に継続して推進する必要があることから、交付期間を延長すること。

3 地域産業の復旧・復興に対する支援

- (1) 被災地における水産業及び関連産業の復興のため、被災地の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。

- (2) 地元企業や商店街の復旧・復興に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の継続や予算枠の拡大、当面の事業継続等に資する金融・税制措置、失われた販路の開拓策などを講じること。

4 公共施設等の復旧・再整備

- (1) 被災自治体の甚大な被害及び復旧・復興に向けた多額の財政需要があることから、各種の災害復旧補助制度にかかる補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等にかかる対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (2) 公共施設等にかかる災害復旧補助制度については、各府省において事務手続きの簡素化が進められているところであるが、その趣旨が実務に十分反映されるよう、引き続き各関係機関への周知徹底を図ること。
- (3) 地域コミュニティの再構築をはじめ、健全な市民生活の維持に欠かせないコミュニティ施設、文教施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧について、その設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。

5 被災者に対する社会保障等

- (1) 復旧・復興に向けた膨大な財政需要が見込まれる被災自治体において、増大した生活保護世帯の状況を考慮し、恒久的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等財政措置を講じること。
- (2) 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、介護給付費負担金について、国の負担割合を30%に増やし確実に配分するとともに、制度改正に伴い必要となる経費について十分な助成措置を講じること。
- (3) 介護保険制度について、財政支援が必要な保険者に対しては、それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政措置を行うなど、適切かつ十分な財政措置を講じること。

- (4) 介護分野において質の高い人材を安定的に確保できるよう、適正な介護報酬水準の確保を含め、介護従事者の処遇改善や労働環境整備に向けた更なる措置を講じること。
- (5) 介護保険の給付費の増加等による保険料の上昇を踏まえ、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において適切な財政措置を講じること。
- (6) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。

6 医療機関に対する支援等

- (1) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (2) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。
- (3) 震災後の地域医療復興対策として、地域医療再生基金については、被災地の医療実情に応じた対応が可能となるよう使途の弾力化、基金の増額措置等制度の拡充を講じること。

7 今後の防災対策等

大規模かつ広汎な地盤沈下によりその利用に支障が生じている土地を買い取りするとともに、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援を行うこと。

また、地盤沈下に伴う雨水排水対策として排水機場の増設を計画しているが、その施設が完工するまでの応急対応に必要な経費について、その全額を国において負担し、対処すること。

さらに、震災の記憶と教訓を後世に伝承していくために、伝承活動を行っている団体等の人材育成、研修、情報交換を行うなど、後世に語り継いでいくための環境整備を検討すること。

原子力発電所事故災害への対応について

東日本大震災及び原子力発電所事故の発生から10年余が経過しましたが、今なお、多くの住民が避難生活や放射能に不安を感じる生活を余儀なくされています。

被災自治体においては、一日も早い安全・安心の回復と住民生活の安定を図るため、復旧・復興の取組を鋭意進めてきていますが、汚染廃棄物対策、被災者の生活再建、住民の健康管理、風評対策、多核種除去設備等処理水の処分など、依然として乗り越えなければならない課題も山積しております。

東日本大震災及び原子力災害は、世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、迅速かつ柔軟な対策を講じることが必要であり、被災者の立場と視点に立ったあらゆる対策を継続的に講じていく必要があります。

つきましては、被災地が真の復興を成し遂げられるよう、また、地方の創意工夫が反映された地方創生が可能となるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1 放射性物質対策事業の推進について

- (1) 除染による除却土壌等の中間貯蔵施設への搬出については、安全かつ迅速に行うため十分な調整を図ること。また、除去土壌等の適正管理・搬出や仮置場の原状回復などに必要な予算の確保に万全を期すとともに、現場保管に係る搬出困難案件の解消について制度設計を行うこと。
- (2) 放射能汚染濃度8,000Bq/kg超の指定廃棄物（焼却灰等）については、国が確保する最終処分場へ早期に搬出すること。
- (3) 中間貯蔵施設への輸送量増加に伴う市道等の舗装の破損は、地域住民の通行等への支障となり、事故の原因になる恐れがあることから、緊急的な維持補修を行うこと。また、輸送等完了後の原状回復についても、その仕組み及び財源の確保を早期かつ明確に示すこと。

- (4) 放射性廃棄物に関する最終処分までの計画を提示すること。
- (5) リアルタイム線量測定システムについては、除去土壌の仮置場から中間貯蔵施設への輸送が本格化する状況においても、市民が放射線量を自分の目で確認するとともに、放射線に関する情報を国や東京電力ホールディングス株式会社と共有し、対策を進めるためのリスクコミュニケーションへ取り組んでいく観点からも必要であり、各自治体や地域住民の意向を十分に踏まえ、一方的な撤去を行わないこと。
- (6) 福島県県民健康調査における甲状腺検査では、甲状腺がん発症率に県内における地域差が認められない状況にあり、県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会の甲状腺に関する中間とりまとめ及び検査2回目を評価した第13回部会においては、東京電力福島第一原子力発電所事故による影響は考えにくいとされていることから、この評価の確証を得るため、被ばくと甲状腺がんの因果関係を検証すること。
- (7) 水道が未普及のため井戸水を飲料水として使用している地域について、放射性物質による水質の不安を解消するために水道施設整備を実施する場合や、他に同様な事業が発生した場合には、その事業に要する費用をすべて負担すること。
- (8) 山林の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- (9) 安全な農産物を提供するため、効果的な放射性物質吸収抑制技術を確立するとともに、吸収抑制対策に係る支援の継続と補助対象資材の拡充を図ること。
- (10) 風評被害の防止・解消に向けた対策を強化し、被害の早期払拭を図ること。
また、国内外における日本産農水畜産物等の信頼回復に向けた万全の検査体制の整備等風評被害対策を早急に講じること。

2 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水及び処理水の対策について

- (1) 高濃度放射性物質を含む汚染水の新たな発生の抑制に全力を尽くすとともに、多核種除去設備等による処理水を保管するタンクの更なる増設について検討するよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

- (2) 汚染水及び処理水の対策については、しっかりと県民の目線に立って、正しい情報を分かりやすく発信するよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。
- (3) 処理水の処分の実施者として幅広い関係者や県民に対して説明責任を果たすよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

3 原子力損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- (1) 被災者が独自に行った除染費用を全額賠償するよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。
- (2) 原子力災害に伴う固定資産税を含む市税等の減収及び住民の安全・安心を確保するための各種検査や風評被害対策など東京電力福島第一原子力発電所事故との因果関係が明らかな業務に要する費用について全額賠償するよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

また、賠償請求手続の簡素化を図るとともに、迅速かつ確実に賠償を行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

- (3) 原子力災害に伴う風評は、福島県内の観光業、商工業、サービス業や中小企業、商店街、さらには農林畜産物等の生産者や加工業者に深刻な損害を及ぼしていることから、国内外への正確な情報提供や販路拡大など、風評を早期に払拭するための取組を強化するとともに、風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

また、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、個別具体的な事情をしっかりと聴取しながら、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、併せて指導すること。

- (4) 賠償範囲の最小限の基準である原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」について、紛争解決の制度として十分に機能が果たせるよう、適切に見直すこと。
- (5) 被災者が公平に賠償を受けられるよう、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介事例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用するとともに、直接請求により全ての被害者へ公平な賠償を確実に迅速に行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

4 原子力災害に係る各種施策の推進及び支援について

- (1) 原子力災害に伴う風評は入込客数の落ち込みなど観光産業に深刻な影響を及ぼしており、誘客に係る各種施策の推進が重要となっている。

については、観光地のハード整備経費及び各種観光施策等に要する費用について財政措置を講じること。

- (2) 原子力災害からの復興へ向けては、安定した雇用の確保や企業の受け皿としての工業団地の整備など、将来を見据えた対応が急務であることから、地域経済の活性化を図り、原子力災害からの復興を強力に推進するため、企業誘致に係る助成制度及び工業団地の整備に係る財政措置の充実を図ること。

- (3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、捕獲圧が低下したイノシシ等の有害鳥獣が増加する中、狩猟者及び狩猟者団体の協力により捕獲事業を実施し、埋め立てにより死骸を処理しているが、捕獲数の増加に伴い、埋め立て処分を行う場所が不足している。

については、今後更に捕獲数が増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。

- (4) ホールボディカウンタによる内部被ばく検査、ガラスバッジ、甲状腺のエコー検査、血液検査等、健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。

- (5) 福島県が実施している18歳以下の県民に対する医療費無料化については、長期継続が必要であり、その財源が枯渇することのないよう、財政措置を図ること。

- (6) 除染を必要とする全ての地域については、原発事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、原発事故に伴う市税等の減収分については、その補てん財源である震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。

- (7) 避難者の帰還と地域の復興・再生に向け、地域の安全・安心を確保するため、放射能対策や生活環境の改善、産業の振興、雇用の創出などの取組に対し十分な支援を行うこと。

- (8) 国民健康保険税、介護保険料の減免及び一部負担金等の免除の継続と避難指示等の対象区分けによらない同一市域内全域の減免に向けた更なる拡充を行うこと。

- (9) 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応について、安全基準や具体的対策を示し積極的に除染を行うとともに、除染に要する費用、空間放射線量率測定や水道水等に含まれる放射性物質の濃度測定等を行うための測定器の購入費や測定に係る人件費等、既に自治体に対応した分も含め、その全額を国において負担すること。
- (10) 農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業を処理が終了するまで継続するとともに、適切な処理の促進と最終処分までの適切な保管を継続するため、現場の実態に応じて財政的・技術的支援を継続すること。

5 原子力災害に係る中長期的な対応について

- (1) 原子力災害からの創造的復興を成し遂げるため、今後も国が前面に立って風評払拭や健康管理、心のケアなどに取り組むとともに、福島復興のために地域の実情や特殊性、創意工夫を十分汲んだ上で、中・長期的な視点での対策と必要となる財源を確保すること。
- (2) 原子力災害からの希望ある復興を推し進めていく観点から、住宅地から20m以上離れた森林など除染の枠組みから外れた箇所等で、人への健康影響等が懸念されると思われる箇所が新たに判明した場合は、リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化をはじめとした環境回復措置について、永続的な支援策を講じること。
- (3) 自主避難者の帰還に伴う生活の再建及び心のケアに必要な支援を行うこと。